



託送供給等特例認可申請書

平成 28 年 9 月 2 日

北海道電力株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

北電工ネ第8号  
平成28年9月2日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役社長 真弓 明彦

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	同上	
	受電場所 供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

別紙

## 料金その他の供給条件の内容等

平成28年8月30日から31日にかけて、台風第10号の影響により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、災害救助法が適用された。

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成28年8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第56号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1カ月延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供

給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが平成29年2月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは，託送約款68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

4 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが平成29年2月末日までに行なわれたときは，託送約款71（臨時工事費）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，託送約款18（料金）の規定にかかわらず，平成29年2月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なう場合で，その申込みが平成29年2月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送約款60（引込線の接続），61（計量器等の取付け），62（通信設備等の施設），および64（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

7 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送約款によるものとする。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成28年8月30日から31日にかけて、台風第10号の影響により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、災害救助法が適用されました。(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

## 記

### 災害救助法が適用された市町村

帯広市，空知郡南富良野町，河東郡音更町，河東郡士幌町，河東郡上士幌町，河東郡鹿追町，上川郡新得町，上川郡清水町，河西郡芽室町，河西郡中札内村，河西郡更別村，広尾郡大樹町，広尾郡広尾町，中川郡幕別町，中川郡池田町，中川郡豊頃町，中川郡本別町，足寄郡足寄町，足寄郡陸別町，十勝郡浦幌町

### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

夕張市，芦別市，沙流郡日高町，沙流郡平取町，新冠郡新冠町，浦河郡浦河町，様似郡様似町，幌泉郡えりも町，日高郡新ひだか町，富良野市，上川郡上川町，上川郡美瑛町，空知郡上富良野町，勇払郡占冠村，北見市，網走郡津別町，常呂郡訓子府町，常呂郡置戸町，釧路市，白糠郡白糠町

以 上